

保護者の皆様

逗子市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等について

日頃より本市の教育活動につきまして、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、厚生労働省より令和4年9月7日付けで「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」、文部科学省より令和4年9月9日付けで「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について」が発出されました。国の関係機関から前述の見解が示されたことを受け、「逗子市立小・中学校における罹患した者及び濃厚接触者の出席停止期間等の見直しについて」令和4年9月13日付けにて各校長へ通知いたしました。

逗子市立小・中学校における出席停止期間につきまして、次のようにしますのでお知らせいたします。

なお、学校は感染リスクの高い場所として考えられると同時に、児童・生徒にとっての居場所であることを意識し、今後も感染症対策に取り組んでまいります。

各ご家庭におかれましては、少しでも健康に不安がある場合には、無理な登校を避け、医療機関の受診または自宅で休養することについて、ご理解とご協力くださるよう改めてお願ひします。

また、学校では罹患された方や濃厚接触者とそのご家族、対策や治療にあたる医療従事者とそのご家族に対する偏見や差別が生じないよう取り組んでまいります。

各ご家庭でも感染者を詮索するような行動やSNS等への取り扱いについて厳に慎み、配慮した行動をとることについて、お話しする機会を持ってくださいるよう併せてお願ひします。

【新型コロナウイルス感染症に罹患した者】

症状がある場合は10日間、症状がない場合には7日間が経過するまでは、感染リスクがあります。検温など自身による健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等をさけること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

有症状の場合	症状が出た日から7日間以上、かつ症状軽快から24時間経過した場合には8日目から療養期間について解除を可能とする。
無症状の場合	セルフテスト等により検体を採取してから7日間を経過した場合には、8日目に療養解除を可能とします。 ＊無症状の場合、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。

*すでに入院している者は、従来から変更なく発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。

*療養期間の一定の場合に、必要最小限の外出は差し支えないとされたものの、療養期間中の出勤・登校は必要最小限の外出としては認められないこと。

【濃厚接触者となった者】

- ・患者の感染可能期間（発症日の2日前から）に患者と接触した最終日までを0日として翌日から5日間。ただし、7日を経過するまでは検温等の健康観察を行うこと。
- ・同居する家族等の濃厚接触者とされた児童・生徒等については、感染者の発症日または感染対策を講じた日を0日として、いずれか遅い日から5日間発症がない場合に解除。
- ・無症状の場合は、2日目、3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除することが可能。
- ・自宅待機期間中に症状が出た場合は医療機関等に相談し、陽性者となった場合には「罹患した者の【有症状患者の場合】の期間」の療養を行うこと。

*自宅待機期間中に症状があり、陽性者となった場合には、速やかに在籍の学校へご連絡ください。

《抗原定性検査キットを用いることについて》

無症状の場合は、2日目、3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除することが可能ですが、学校への登校について、 性急することが最優先ではありません。お子さま一人ひとりが、安全・安心に学校生活を過ごすためにも、無理をせず、体調管理を優先してご対応くださるよう、お願いします。

なお、検査キットについては、薬事承認されたものを用いることとされています。各ご家庭で準備していただくことになります。神奈川県のホームページ等を参考にしていただき、購入については、取り扱い薬局にて薬剤師にご相談ください。

【その他】

発熱等の風邪症状がみられる者 (陽性者・濃厚接触者を除く)	原則、症状が改善するまでは、出席停止。(医療機関の受診又は自宅での休養を推奨。)
同居の家族に発熱等の風邪症状があるなど 感染の可能性について保護者から申し出があった者	原則、当該家族の症状が改善するまで ＊「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として出席停止等として扱うことができる。

担当
学校教育課 枝山・西村
046-873-1111 (内線 515・516)